

令和6年度
一般廃棄物処理計画
【実施計画】

臼杵市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔昭和45年法律第137号〕第6条第1項及び臼杵市廃棄物の処理及び清掃に関する条例〔昭和47年6月24日条例第28号〕第3条の規定に基づき、令和6年度臼杵市一般廃棄物処理計画（実施計画）を次のとおり定める。

1 基本方針

- (1) 本処理計画に基づく一般廃棄物の処理については、関係法令及び環境基準を遵守し適正に行うものとする。
- (2) 本処理計画については、環境省・大分県及び関係団体と連携を図り実施するものとする。
- (3) 本処理計画に係る運営費等については、施設機能を効率よく運用し、経費縮減を図るものとする。
- (4) 本処理計画の計画対象区域（以下「計画区域」という。）は、臼杵市臼杵地域とする。
- (5) 臼杵市野津地域の一般廃棄物処理に関しては、豊後大野市に事務委託を実施するものとする。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 ごみ処理計画

(1) 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

(単位：t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	プラスチック製 容器包装	合計
家庭系	4,601	127	1,203	767	225	6,924
事業系	0	0	117	0	0	117
計	4,601	127	1,320	767	225	7,041

(2) 種別及び収集、運搬並びに処分方法


- ① 収集又は臼杵市清掃センターに直接搬入されたごみは、ごみ種ごとに処理するものとし、可燃ごみについては、大分市佐野清掃センター（以下「佐野清掃センター」という。）に直接運搬し溶融処理を行い、不燃ごみ・粗大ごみは破碎処理を行い、特定家庭用機器廃棄物は、指定引取業者に搬送するものとする。
- ② 不燃ごみ・粗大ごみに含まれる家電製品（ただし、特定家庭用機器廃棄物は除く。）や金属等の資源物は、破碎処理を行う前に選別し、資源化する。

- ③ 不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理後の不燃残渣については、臼杵市最終処分場で埋立処分を行い、破碎処理後の可燃残渣は佐野清掃センターに運搬し溶融処理を行う。なお、粗大ごみのうち布団・カーペット等は、破碎処理せず、直接佐野清掃センターに運搬し溶融処理を行う。
- ④ 資源ごみは、容器包装リサイクル法に基づく第10期分別収集計画に従い実施する。同法に係るペットボトル及びペットボトル以外のプラスチック製容器包装は、指定法人ルートで資源化を行い、ガラス製容器は、民間業者に委託しセメント生成の原材料として資源化を行い、金属製容器（アルミ缶やスチール缶）や紙製容器（段ボールや紙パック）は、民間業者に売却し資源化を行う。同法によらない蛍光灯、乾電池その他の資源物についても、民間業者に委託し資源化を行う。
- ⑤ 臼杵市最終処分場の浸出水は、浸出水処理施設で処理した後、河川に放流する。
- ⑥ 医療関係機関等において、その行為により生じた特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物）については、排出者自らの責任において適正に処理することとする。

(3) 一般廃棄物の減量化及び資源化、リサイクル推進の方法

- ① 家庭から排出される、もやせるごみ、もやせないごみ及びプラスチック製容器包装は、指定ごみ袋収集制度を実施し、家庭系一般廃棄物の排出抑制を図る。
- ② 排出抑制に関する住民及び事業者への広報啓発活動の充実を図る。
- ③ 減量化及び資源化を図るため、広報誌等を利用し排出者の意識高揚の推進と情報提供を行う。

(4) ごみの分別種類

ごみ種	分別種類	細分化種類	分別表示	処 理	備 考
可燃ごみ	①もやせるごみ	容器包装に該当しないプラスチック、皮革、布、草木、生ごみ等	「保存版臼杵市家庭ごみ分別事典（平成30年12月1日改訂）」・「令和6年度臼杵市家庭ごみ・資源収集カレンダー」参照	ごみ処理計画フロー図による	
不燃・粗大ごみ	②もやせないごみ	パソコン、陶磁器、ガラス、電気製品等			
	③粗大ごみ	ごみ袋に入らないため、ごみステーションに出せない大型のごみ			
資源ごみ	④ペットボトル				

	⑤ペットボトル以外のプラスチック製容器包装				
	⑥びん	ガラス製容器			
	⑦缶	金属製容器			
	⑧その他金属	缶以外の金属			
	⑨段ボール	段ボール			
	⑩新聞紙	新聞紙			
	⑪紙パック	紙パック			
	⑫その他紙類	その他紙類			
	⑬蛍光管	蛍光管			
	⑭乾電池	乾電池			
特定家庭用機器廃棄物	⑮家電リサイクル法対象4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（指定家電4品目6機器）			

(5) 収集・運搬の方法

① ごみ収集・運搬

計画区域から排出される一般廃棄物の収集・運搬については、直営及び委託業者にて業務を行う。また、分別形態については、細分化を行い再資源化及び排出抑制を図り、環境汚濁防止と環境負荷の少ない資源の循環型社会の構築を目指す。

② 収集・運搬体制及び計画量

ごみ種類	収集体制	収集計画量(t)	収集方法	収集日	収集回数	搬入先	備考
可燃ごみ	委託	4,601	ステーション方式	土曜日・日曜日・年始(1月1日～1月3日)を除く日とする。	4つのエリアに分け1エリアにつき1週に2回	大分市佐野清掃センター	
不燃ごみ	委託	127	ステーション方式	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)を除く収集計画で定めた日とする。	4つのエリアに分け1エリアにつき、1ヶ月に1回	臼杵市清掃センター	
粗大ごみ	直営	1,203	戸別収集		随時		
プラスチック製容器包装	委託	225	ステーション収集		4つのエリアに分け1エリアにつき、1週に1回		
上記以外の資源ごみ	委託	767	ステーション収集		4つのエリアに分け1エリアにつき、2週に1回		
事業系廃棄物	許可	117				大分市佐野清掃センター及び臼杵市清掃センター	

③ 収集運搬に係る区分

区分	収集運搬	収集業者名	収集車輛	備考
直営 (市)	粗大ごみ・特定家庭用機器廃棄物		2t 平ボディ 1台	
			4t 平ボディ 1台	
委託	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ	委託業者	パッカー車 5台	
許可	事業系一般廃棄物	許可業者	パッカー車 7台	

④ 収集運搬許可業者

(ア) 計画区域での事業系一般廃棄物の収集及び運搬については、許可業者により実施するものとする。

(イ) 事業系一般廃棄物の搬入については、臼杵市が所有する処理施設の処理能力に応じ、量及び質的な変動について制限するものとする。

(ウ) 収集運搬許可業者名

区分	許可の指定	商号又は名称	代表者名	住所	許可期間
一般廃棄物 収集運搬業	事業系一般廃棄物（ごみ）	(株) 陶山商店	陶山 誠司	臼杵市大字臼杵 2 の 107 番地の 380	令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日
		龍南運送 (株)	古手川 哲	津久見市大字下青江 3891 番地	
		(株) 長森商会	長森 一道	臼杵市大字吉小野 688 番地	令和 5 年 12 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日
		(株) 大分クリーンサービス	川邊 透	臼杵市大字江無田 150 番地の 3	令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日
		県南環境サービス	矢田 正行	臼杵市大字稲田字田の口 2469 番地の 3	
		安本商事	安本 広隆	臼杵市大字福良 1895 番地の 1	

(6) 中間処理計画

① 中間処理はごみ種ごとに処理するものとする。

(ア) 可燃ごみ：佐野清掃センターに運搬し溶融処理する。(広域処理)

(イ) 不燃ごみ・粗大ごみ：破碎処理を行う前に、資源物を回収し資源化及びごみの減量化を図るとともに、最終処分に係る処理残渣の発生を抑制する。破碎処理後は、可燃残渣は佐野清掃センターに運搬し、不燃残渣は臼杵市最終処分場で埋立処理を行う。

(ウ) 資源ごみ：資源ごみのうち、缶類や段ボール・新聞・紙パック・その他紙類については圧縮後プレス生成品として資源化する。缶類以外の金属や電気製品、自転車等については、圧縮せずそのままの状態に資源化する。ペットボトル及びプラスチック製容器包装は分別保管後、容器包装リサイクル法に基づき資源化する(指定法人ルート)。びん・蛍光管・乾電池は、指定法人によらないルート(独自ルート)で資源化する。

(エ) 特定家庭用機器廃棄物：特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、指定業者へ搬送し再商品化を図る。

② 各関係法令を遵守し、中間処理を実施するものとする。

(7) 処理施設概要

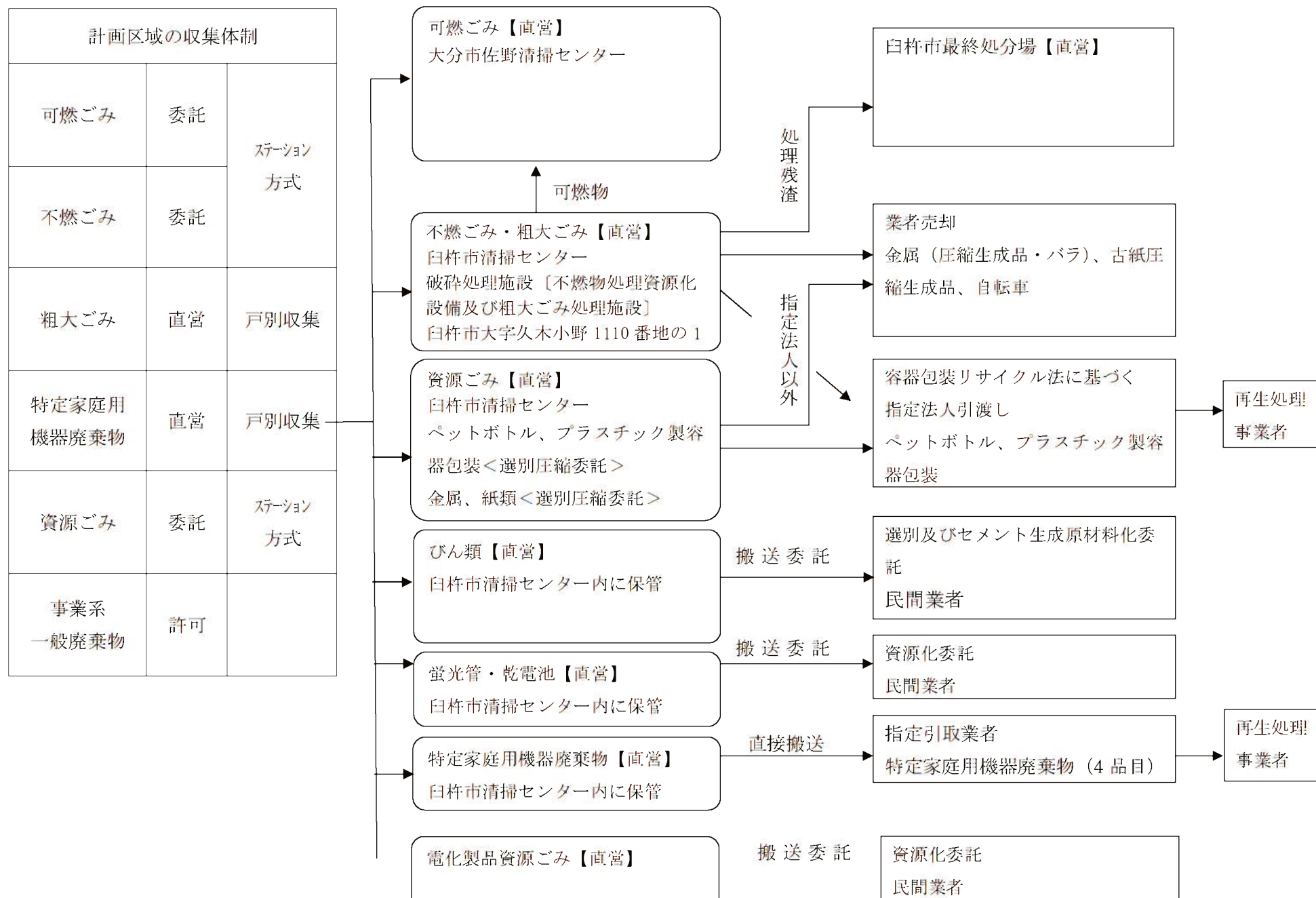
① 不燃物処理資源化設備及び粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力
臼杵市清掃センター	臼杵市大字久木小野 1110 番地の 1	不燃物処理資源化設備：4t/5h 粗大ごみ処理施設：15 m ³ /日

② 浸出水処理施設及び最終処分場

施設名	所在地	処理能力
臼杵市不燃物処理センター	臼杵市大字久木小野 573 番地	旧浸出水処理施設：200 m ³ /日 新浸出水処理施設：30 m ³ /日 最終処分場：埋立容量：71,000 m ³

(8) ごみ処理計画フロー図



4 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込み

(単位：kℓ)

し尿	浄化槽汚泥	合計
1,200	11,600	12,800

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

- ① 計画区域で収集したし尿の処理は、臼杵市し尿等前処理施設で夾雑物を除去し、終末処理場から発生する二次処理水で希釈したのち、終末処理場の水処理施設に投入する。
- ② 計画区域で収集された浄化槽汚泥の処理は、臼杵市し尿等前処理施設で夾雑物を除去し、終末処理場の汚泥処理施設に投入する。
- ③ 維持管理に伴う各槽の清掃時に発生する砂及び汚泥等については、平成14年1月17日付け環産第28号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知のあった廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行について(平成14年2月1日施行)の事項に留意し、民間処分業者に委託して陸上処分の方法により円滑かつ適正な運用を図る。

(3) し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

- ① 計画区域での収集及び運搬については、許可業者にて適正かつ安定的に実施するものとする。また、搬入について許可業者に対しては、臼杵市し尿等前処理施設の処理能力に応じ、量及び質的な変動について制限するものとする。

処理区分	収集区域	収集計画量	収集・運搬方法	収集計画	搬入先	備考
し尿	計画区域	1,200kℓ	許可業者による収集・運搬	申込みにより、計画的に収集	臼杵市し尿等前処理施設	
浄化槽汚泥		11,600kℓ				

(4) 収集運搬許可業者

区 分	許可の指定	商号又は名称	代表者名	住 所	備 考
一般廃棄物収集運搬業	し尿汲取り 浄化槽汚泥	株式会社 臼杵環境センター	代表取締役 荻野 理規	臼杵市大字板知屋 1257 番地	

(5) 浄化槽清掃許可業者

区 分	許可の指定	商号又は名称	代表者名	住 所	備 考
浄化槽清掃業	浄化槽汚泥	株式会社 臼杵環境センター	代表取締役 荻野 理規	臼杵市大字板知屋 1257 番地	

(6) 処理施設の概要

施 設 名	所 在 地	処理方法	処理区分	処理能力	備 考
臼杵市し尿等前処理施設	臼杵市大字板知屋 字大寺浦 1 2 5 7 - 7	前処理（夾雑物の除去、し尿の希釈）し、終末処理場へ投入	し尿	15kℓ/日	
			浄化槽汚泥	30kℓ/日	